

独立行政法人国民生活センター契約監視委員会運営要領

平成 21 年 11 月 30 日
達 第 7 号

本要領は、「独立行政法人国民生活センター契約監視委員会設置規則」（平成 21 年 11 月 30 日達 6 号）に基づき、必要な事項を定めるものである。

第 1 会議

1 会議の開催

- (1) 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- (2) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- (3) 緊急やむを得ない事情があり、会議を開催できない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

2 会議への報告

- (1) 会議への報告は、一定期間において独立行政法人国民生活センターが締結した契約を集計した一覧表（別記様式 2）に契約方式等を整理した総括表（別記様式 1）を添付したものを提出して行うものとする。
- (2) 次に掲げるものは、原則として上記報告の対象から除くものとする。
 - ① 工事又は製造にあつては、予定価格が 250 万円を超えないもの
 - ② 財産の物品等の購入にあつては、予定価格が 160 万円を超えないもの
 - ③ 物件の借り入れにあつては、予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えないもの
 - ④ 請負・役務の提供にあつては、予定価格が 100 万円を超えないもの
 - ⑤ 収入原因契約のもの

3 抽出

- (1) 委員会は、審議の対象となる事案の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。
- (2) 抽出は、原則として第 1 の 2 の一覧表の中から、入札及び契約方式別に、当番委員が事前に行い、会議において、その結果を報告するものとする。
- (3) 抽出事案に係る説明は、当該契約の締結を担当した関係部署の担当者等が、入札及び契約方式ごとに次の事項を記載した資料を提出して行うものとする。
 - ① 一般競争入札及び指名競争入札（最低価格落札方式、総合評価落札方式）の場合
 - ア 契約件名
 - イ 契約の概要
 - ウ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
 - エ ウの参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由
 - オ 参加業者数
 - カ 入札経緯及び結果の説明
 - キ 契約業者名
 - ク 契約金額

ケ その他

②随意契約（公募・企画競争を含む。）の場合

ア 契約件名

イ 契約の概要

ウ 随意契約とした理由

エ 参加業者数（公募・企画競争の場合）

オ 契約業者名

カ 契約金額

キ その他

4 意見の具申

委員会は、報告の内容又は審議した契約案件に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、理事長に対して必要な意見の具申を行うことができる。

第2 議事の概要の作成及び公表

会議に係る議事概要については、会議終了後速やかに作成し公表するものとする。

第3 委員の排斥

委員は、自己の利害に関係ある議事に加わることができない。

第4 報告の様式

会議における報告の様式は、別記様式に定めるところによる。

第5 適用

この要領は、平成21年11月30日から適用する。